
鉾田市排水設備

工事指定店登録の手引き

銚田市排水設備工事指定店の登録関係について

銚田市排水設備工事指定店（以下「工事指定店」という。）の登録に当たっては、銚田市排水設備工事指定店規程（以下「工事指定店規程」という。）により定められています。

《銚田市排水設備工事指定店規程（抜粋）》

1 登録の要件

工事指定店に登録されるためには、次の要件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。ただし、工事が確実に施工できると認めるときは、この限りでない。
- (2) 県内に店舗を有し、引き続き3年以上上水道又は下水道の工事に従事していること。
- (3) **排水設備主任技術者**（茨城県下水道協会長の発行する、排水設備主任技術者証を有する者）を1人以上雇用していること。
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (5) 工事指定店の指定を取り消され、当該取消の日から2年を経過しない者でないこと。

【工事指定店規程第2条】

2 申請について

工事指定店規程第3条の規定により、**排水設備工事指定店指定申請書（様式第1号）**でA4フラットファイルにて調製のうえ、正副各1部、次の書類を添えて申請してください。

※副本は、排水設備工事指定店指定証（様式第3号）を添えてお戻しします。

- (1) 身分証明書（法人の場合は登記簿謄本）
※身分証明書は本籍地の市町村で発行されます。
- (2) 工事経歴書（申請前2年間の経歴とする。）
- (3) 従業員名簿
- (4) 排水設備主任技術者証の写し
- (5) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていることを証する書面の写し
- (6) 代表者（法人の場合は法人）の納税証明書及び事務所、資材置場などの家屋及びその所在の土地の固定資産評価証明書

【工事指定店規程第3条】

3 現地確認について

申請を受け付けた後、担当職員による事務所及び資材置場などの現地確認を行います。

【工事指定店規程第4条第1項】

4 登録について

現地確認後、**排水設備工事指定店指定証（様式第3号）**を交付します。交付を受けた指定証は、店舗の見やすい場所に掲げてください。

【工事指定店規程第4条第1項、第2項】

5 有効期限について

有効期限については5年ですが、年度途中で指定を受けた場合は、5年を超えない範囲内で末日を3月31日としています。

【工事指定店規程第5条】

6 継続について

指定の有効期間満了後も引き続いて指定を受けようとするときは、満了する日の1ヶ月前までに排水設備工事指定店継続指定申請書（様式第1号）に、前述「2 申請について」に記載されている(1)～(6)の書類を添えて申請してください。

【工事指定店規程第6条】

7 再交付について

指定証を紛失又は汚損してしまった場合は、排水設備工事指定店指定証再交付申請書（様式第4号）を市長に提出し、再交付を受けてください。

【工事指定店規程第4条第3項】

8 届出を要すること

工事指定店として登録を受けた後、次のいずれかに該当することがあった場合は、速やかにその旨を市長に届け出てください。

- (1) 店舗を移転したとき
- (2) 代表者を変更したとき（法人の場合に限る。）
- (3) 営業を休止し、又は廃止したとき
- (4) 排水設備主任技術者に異動があったとき
- (5) 排水設備主任技術者が、成年被後見人になってしまった場合又は被保佐人になったとき

【工事指定店規程第8条】

9 遵守する事項

工事指定店は、次の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 工事（修繕工事を含む。以下同じ。）の申込みを受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒まないこと。
- (2) 工事の設計及び施工の管理は、排水設備主任技術者が行うこと。
- (3) 工事には、市長の指定する資材又はそれと同等以上の品質を有する資材を使用すること。
- (4) 検査を受ける場合は、排水設備主任技術者を立ち合わせる。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- (5) 前号の検査の結果、不相当と認められたときは、市長の定める期日までに改修すること。
- (6) 工事指定店の名義を第三者に貸与し、又は下請人に工事を施工させないこと。
- (7) 工事検査完了合格後、1年以内に生じた故障については、無償でこれを修繕すること。ただし、その故障が不可抗力又は使用者側の故意若しくは過失によると認められる場合は、この限りでない。
- (8) その他市長の指示を守ること。

【工事指定店規程第7条】

10 指定の取消し等

工事指定店が次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて効力を停止します。

- (1) 前述「1 登録の要件」に該当しなくなったとき。
- (2) 前述「8 届出を要すること」を怠ったとき。
- (3) 前述「9 遵守する事項」に違反したとき。

また、工事指定店より営業の休止又は廃止の届出があったときは、工事指定店の指定を取り消し、又は期間を定めてその効力を停止します。

営業の廃止、又は指定を取り消されたときは、速やかに指定証を返還してください。

【工事指定店規程第10条、第11条】

11 工事の範囲

工事指定店に登録されると、次の範囲の工事ができます。

- (1) 公道に属する部分を除いた地域内における排水設備又は水洗便所の新設、増設、位置変更、改造及び撤去工事。(宅内配管工事など)
- (2) 市長が必要であると認める、公道に属する部分以外の工事。(公共樹設置工事など)

【工事指定店規程第9条】

12 排水設備指定工事店登録（更新）手数料について

工事指定店規程第3条の規定による、排水設備工事指定店指定（継続）申請の際には、排水設備指定工事店登録（更新）手数料を徴収します。申請に併せて納入いただきますので、必要書類と併せてご準備下さい。なお、納入いただいた手数料につきまして返還は出来ませんので、ご注意ください。

手数料の種類	単位	金額
排水設備指定工事店登録手数料	1件につき	10,000円
排水設備指定工事店更新登録手数料	1件につき	10,000円

【工事指定店規程第3条第2項】

様式第1号（第3条第6条関係）

排水設備工事指定店（指定・継続）申請書

年 月 日

銚田市長 様

排水設備工事指定店の指定を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

申請者	住 所			
	氏名（名称又は商号及び代表者名）	⑨	電話	
事 業 内 容				
営業所	営業所名及び所在地			
	代 表 者 氏 名	⑨	電話	
添 付 書 類		1 身分証明書 (法人の場合は、登記簿謄本の写しとする。)		
		2 工事経歴書（申請前2年間の経歴とする。）		
		3 従業員の名簿		
		4 排水設備主任技術者証の写し		
		5 建設業許可証の写し（参考）		
		6 納税証明書及び評価証明		

次の欄は、記入しないこと。

課 長	課長補佐	係 長	係	指 定 証 交 付 年 月 日	受 付 年 月 日
				年 月 日	
決 定	1 指定する		起 案	月 日	指 定 番 号
	2 指定しない		決 裁	月 日	第 号

様式第4号（第4条関係）

排水設備工事指定店指定証再交付申請書

年 月 日

銚田市長 様

排水設備工事指定店指定証の再交付を申請します。

申請者	住 所			
	氏名（名称又は商号及び代表者氏名）	⑩	電話	
営業所	営業所名及び所在地			
	代 表 者 氏 名	⑩	電話	
再 交 付 申 請 の 理 由		(1) 滅 失 (2) 汚 損 (3) その他 ・汚損による申請の場合は、当該指定証を添えること。		

注 次の欄は、記入しないこと。

課 長	課長補佐	係 長	係	指定証交付年月日	受付年月日
				年 月 日	

参考様式（第8条関係）

平成 年 月 日

変 更 届

銚田市長 様

指定店登録番号（ ）

住 所：

氏 名：

（名称又は商号及び代表者名）

㊞

銚田市排水設備工事指定店規程第8条の規定に基づき、下記のとおり変更がありましたので届け出ます。

記

1 変更内容

2 添付書類（変更内容を証する書類）